

Title	米切手 ( 下 )
Sub Title	
Author	幸田, 成友
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.3 (1918. 3) ,p.356(48)- 370(62)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180300-0048">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180300-0048</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 米切手(下)

幸田成友

天明二年八月幕府は米切手改の仕法を定め、後藤縫殿助をして之に當らしめしが、六年十一月に至り、同法を廢止すると同時に、縫殿助を免職せり。其の間米切手改の仕法は兩度まで變更ありしも、要するに縫殿助の保證ある米切手を以て正米切手と公認し、保證を與ふる手数料として、切手買主より銀若干を徵收するを骨子とせり。空米切手市場横行の弊を矯めんと宣言して本法を發布せる幕府が、未だ數年ならざるに之を全廢するに至りしは、果して如何なる理由に基づくか。幕府は單に「差障の筋有之」と言ふと雖も、吾人は到底かゝる説明を以て満足する能はざるなり。

米切手改は、田沼主殿頭意次が老中として幕府の全權を握れる時代に制定せら

れ、同人が解職・削封を被りしより間も無く廢止となれり。所謂田沼時代に着手せられし諸計畫は、天明六年八月同人失職以後悉皆打破せられたりといふも不可なき程なれば、米切手改の設廢は、幕府内閣の更迭に伴へる施政方針の相違によれりといはんも不可なけん。

然れども此はただ大體論に過ぎず、米切手改仕法の骨子にして可なりとせば、假令其の手續に若干の變更・改正を要する不備の點ありたりとするも、漫りに幕府内閣の更迭と共に、廢止の運命には遭遇せざるべし。幕府は最初本法を發布するに當り、縫殿助の願書を引用し、本法の實施が藏屋敷・銀主双方の便宜たるべきをいひ、且縫殿助に支拂ふべき手数料を定めしが、右の手数料は全部縫殿助の所得となりしか、或は幕府は運上又は冥加の名を以て、其の一部を更に收納せしにはあらざるか、甚だ疑無き能はず。當時幕府に向つて新規の事業を出願する者は、必ず該事業が「公儀の御益」となるべきを述べ、之による願人の收入中より若干の冥加金銀を納付せんことを上申して、幕府の許可を請へり。吾人は縫殿助の米切手改會所設立の願書本文を得ざるを以て、積極的の證據を挙げ難きも、幾多の類例より推して、縫

の手數料の一部は冥加として幕府に上納せられしを信ずるものなり。  
三貨圖彙物價部 卷八に「兩替屋役銀・其外後藤米切手加印・鐵座眞鍮座・春米屋駄賣株・薪炭屋株・繰綿延賣買株・上積問屋株・金錢小貸會所ヲ始メ、スベテ近年冥加銀・運上銀等差出シ御免コレアリ、諸人迷惑トナル」とあるもの傍證とすべし。されば幕府は空米切手驅逐の美名に假托して米切手改を始め、而して陰に自ら利する所あらんとせしに相違無く、本法發布の動機に於て既に不可なるものありといふべし。

切手買主より縫殿助に納むる手數料は、結局米價に加算せらるゝものとす。故に米價は實際の價格に手數料を加へたる金高となりて、消費者側の迷惑となるか、或は藏米落札直段が實際の價格より手數料を減じたる金高となりて、藏屋敷の迷惑となるか、二者其の一に出でず。大阪町奉行が幕府の旨を奉じて、米方年行司を戒め、米仲買等をして印料を見込みて下直に入札すること無からしむべしといへるは適々以て本法の施行が米價の平準を破るに至らんことを危惧し、幕府自ら之を告白せるものといふべし。本法發布の當初に於て藏屋敷・買主双方の便宜たらんといへる宣言は、此に至りて全く撞着せるにあらずや。

吾人は更に本法繼續中の米價と人氣の趨勢とを觀察して、本法の效果如何を見んとす。天明二年は五月より土用中に至るまで雨天連續せるが爲、平年の六歩作と傳へられ、米價次第に高く、十月には肥後米既に七拾目を越えしが、翌三年に至りて愈々高く、八拾目を上下せり。然るに本年も氣候順ならず、殊に七月七日には淺間山の噴火あり、江戸は白米小賣直段錢百文につき上七合・中八合・下九合となり、大阪は八月に至り肥後米最高九拾貳分七八分を示せり。其の後江戸は一合、大阪は五六分の下落もありしが、大勢は依然高直なりしに、年末に至り米切手改仕法替令及び兩替屋役金令○切金・輕目金を兩替屋にて交換するに當り、從來の手數料以外に増歩を取らる引替を請ふ時は、無料にて精金を交付するものとす。の發布あり。前回に述べたる如く、本年の米切手改令は、去年發布の同令の隨意的なるを改めて強制的とし、壹石につき銀一分の加印料を徴すること定めたるものなれば、十一月晦日○江戸は十月四日發布同令發布以後、米仲買對藏屋敷・藏屋敷對町奉行所間の交渉起り、翌月三日は庚申として休日なりしが、四日以後正・共一切立會なく、七日兩替屋役金令の發布を見るや、金錢相場も亦同日より休止となり、兩相場とも漸く十三日に至りて再び立會を開始するに至りしを以て見れ

ば、市場の動搖察するに餘あり。而も立會開始後、米價は次第に騰貴し、月末には肥後米百六七匁、筑前米九拾八九匁となり、翌四年正月四日の初相場は肥後米百拾壹匁、筑前米百六七匁に寄附き、同二十七日には肥後米百拾六匁四五分、筑前米百六匁六七分の高直を現せり。是より先大阪町奉行所は正米及び切手米の買置・圍持を禁じ、搗米屋・米問屋の賣惜を戒め、市民に諭して粥を食せしむる等、例によりて例の如き米價調節法を行ひしが、遂に二月十一日に至り、多額の石數を買持てる米仲買十六名を捕縛し、其の買持高の三分の一即ち六萬五千石を一石銀七拾圓にて買上げ、之を江戸・京・大阪三都に分配し、それぞれ原價にて貧民に賣下げ、又同月十八日には米穀他所賣禁止の令を布き、大阪以外に米穀を賣出すを禁じ、已むを得ざる事情あらば、仔細を町奉行所に届出で、其の指揮を仰ぐべしとせり。而して是等の二手段は最も米價調節に效ありしと見え、御救米の拂下を實施せる五月頃より、米價は概して下落の趨勢を取り、而も本年豐作なりとの見込にて、八月十日肥後米九十三匁、筑前米八十一匁二三分となり、日を経るまゝに下直となりしかば、十月に至り他所賣禁止の令を解けり。幕府が再び米切手改の仕法を變更し、一石につき銀一匁の手數料の外に、銀三分を徴して、濱方仲買に與へしは、實に此の翌月なりき。

天明四年十二月の仕舞相場は肥後米六拾九匁、筑前米六拾五匁といへる安直なりしが、翌五年も天候頗る順なりしかば、八月中旬肥後米六拾目を割り、其の後新米出づるに及びても少高下に止まれり。かく米價下落せし上に、當時米仲買等は藏米入札を爲すに當り、縫殿助に納付すべき手數料を見込み、實際の直段より二三匁下直に入札するの風なりしかば、諸家の迷惑は一層甚だしく、従つて舊來の借入金返濟を澁滞し、銀主は之を見て新規の貸付を爲すを躊躇し、兩々相待ちて金融頗る圓滑を缺くに至れり、是に於て幕府は十二月に至り、大阪町人に用金を命じ、其の金額を直ちに諸家に貸付けしめ、利足を七朱に限り、其中幕府自ら一朱に、○當時の落首に難題や一し、○朱首の歌ととは、上のは、下のは、苦句とあり。を收むる旨を告げ、翌六年六月に至り、右用金令を諸國の寺社・山伏・御料・私領の百姓・町人一統に擴張したり。是れ主殿頭の最後の惡政にして、間もなく主殿頭は職を免せられ、兩用金令も次いで中止となれり。

米價の高下を生ずる第一の原因は、豐凶の如何即ち生産額の多寡によること辯を待たずと雖も、人爲的に米價の高下を調節又は助長し得べきことも亦明らか



なり。米切手改が天明二年の末より四年に跨る大暴騰に際し、如何なる影響を與へしかに就いては、別に適確なる記事を發見せずと雖も、恐らくは騰貴の趨勢を助長せしなるべく、又四年の末より藏米入札直段の下落に影響する所ありしは、上文の記事にて明白なり。同様なる米切手改が米價騰貴の場合には騰貴の趨勢を助長し、下落の場合には下落の趨勢を助長すと言は、事甚だ矛盾せるが如くなるも、騰落の主因は別に存し、騰落はいづれにせよ其の勢を助長するものなりと解釋せんには、敢へて不可なかるべし。最初にいへるが如く、縫殿助に支拂ふべき手数料は賣直段の中に含ましむるか、買直段の中より減ずるかより他に途なく、騰貴の場合には前者となり、下落の場合には後者となりしと信せらるゝなり。

かくの如く米切手改仕法は徒に市場を攪亂し、米價騰落の趨勢を助長するものなりとせば、假令幕府は之によりて若干の収入を増加するを得たりとするも、之を廢止すべきは當然なりと言はざるべからず。幕府が「差障の筋有之」と稱し、田沼主殿頭失權の後數月ならずして、本法廢止の觸書ありしは、蓋し如上の理由に基づけるなるべし。

大阪町奉行所は米切手改廢止の幕命を傳ふると同時に、向後若し切手米につき故障起らば、月番の奉行所に出訴すべく、吟味の上沙汰に及ぶべしといひしが、實際は訴訟事件を一切浮置○審判中の意とし、寛政七年(一八二四)に至り、凡て月賦返濟を命じ、特に諸家に嚴達して出米を澁滞すること無からしめたり。

天明六年より翌年に亘れる米價騰貴は、三・四年の騰貴より一層甚だしく、江戸は七年五月に入り、金一兩に二斗四五升より二斗二升となり、一斗八九升となり、白米小賣直段は錢百匁につき貳合五勺より貳合となり。大阪は六月上旬肥後米百九拾目、筑前米百七拾七匁となり、兩地とも窮民の暴行起り、官民共に百方米價引下の手段を講せしが、是等は本問題に直接の關係無きを以て省略に従ふべし。

天明の大饑饉後各地に開發せられたる新田の多かりしと、豊作の連續せるとによりて、米穀海内に充満し、時に早損水害ありて米價騰貴すと雖、暫時にして復舊の如く下落せり。是に於て幕府は米價釣上の一手段として、文化三年(一八〇六)十一月及び同七年十一月を以て大阪町人に買米を命じたり。尤も第一回の買米は翌年諸國に風水害ありて米價騰貴せしが爲、賣拂を許され、別條なく結了せしが、第二回

の買米は一向米價を引立つるに至らず文化七年十二月仕舞相場肥後米五拾八匁五分・筑前米五拾五匁翌八年十二月仕舞相場肥後米六拾壹匁五分・筑前米六拾貳匁といへる有様なりければ買持米は未だ賣拂を許されず再び新年を迎へて文化九年となれり。然るに本年も亦豊熟なりしかば幕府は十月に至り諸家本年の江戸大阪廻米高を例年○既往三年間の廻米平均高を例年の登高とするの二分減とし其の二分は國許にて粃園と爲すべしと命じ又十二月三日前に買米を命じたる町人に對し正米園を爲すべしと論じ若し之を不便とせば石數に應じ一石につき五拾四匁二分○前日の米相場を上納せよと申渡したり。抑、幕府が買米を命ずる所以は市場に堆積せる米高を減少し之によりて米價を騰貴せしめんとするにあり諸家に廻米二分減を命じたるも之に外ならざるなり。此の趣旨より論ずれば買米を命せられたる町人等が空米切手を差出して買米に立てたりとせば空米切手は諸藏屋敷にて隨意に發行し得るものなれば何十萬石之を買入れたりとて正米直段を引上ぐるに足らず。されば本年新古米買替○買持米を買替ざるべからず然らずんば古米となりて價格著しく低下すればなりに際し買主に命じ賣主たる仲買の屋號・名前・代銀・月日

等を記入したる書面に右仲買及び年行司の奥印を得之を切手と共に町奉行所持參にして封印○封印を施すは右切手を町奉行所の許可なくして賣却買入等を爲さざらしめんが爲なりを受けしめしが尙之を以て足れりとせず更に正米園若しくは代銀納を命ずるに至りしなり。

文化七年の買米承認額は合計六十萬石○此の中融道方十四軒は川金二十萬兩を負擔して買米を免ぜられたり文化三年度に準じ其の米高を差引三十五萬石なりなり。米切手にて買入れたればこそ其の保管に手敷を要せざれ之を正米に圍ひ且水難・火難又は鼠害を防ぐに足る丈の準備を爲すは非常の事といはざるべからず假に適當の建物ありとするも其の藏敷料又正米運般に要する仲仕カネシの賃銀も少々にあらず。故に從來新古米の買替に損失を被れる買持町人は續々として代銀納を願出でたり。

幕府が正米園を命せしは之によりて空米切手を驅逐せんと欲したるなり。空米切手發行が藏屋敷の不正手段なるは勿論ながら強いて之を追究すれば藏屋敷の落度となるを以て正米園を不便とする者に代銀納を爲すを許し圓滿の中に藏屋敷の不正手段を匡正し又右代銀を以て古米を買入れ古米直段の特に下直に陥るを防ぎ以て買持町人の新古買替による損失を幾分なりと減せんと欲したるな

るべし。然るに買持町人の大多數が正米圍を迷惑として代銀納を願出づるに及び、事豫期に反すと雖も、今更之を拒む能はざれば、右銀額の請取方を掛屋鴻池屋善右衛門・米屋平右衛門兩名に命じたるに、請取銀高一萬貫目といへる見込なりければ、兩名はかゝる大銀を計算の上請取することも保管することも到底不可能なりと辭退に及び、又代銀納を願出でたる町人等は、取引ある兩替屋に對し、一時に正銀を取付けたれば、融通杜絶し、上下の迷惑甚だしく、正米圍によりて高かるべき米價は代銀納によりて、却つて下落するに至れり。

文化九年は混雜中に暮れ、翌十年春に至り、銀納若しくは正米圍の分をそれぐ確定して、一段落となりしが、米價は依然として安直を繼續せり。七月幕府は、萬石以上の諸侯に對し、大阪廻米高を去年の一半○去年既に二割を減じたれば本年とし、一半の廻米高は例年の十分の四なりを國許にて圍糶となさしめ、圍糶高に應じて拜借金を許可すべしといひ、次いで萬石以下の大阪廻米高を文化七・八・九三年間の廻米平均高に超ゆること無からしめ、又納屋米即ち藏米にあらざる賣米の登高を之に準せしめ、安治川口・木津川口及び天滿橋詰に番所を設け、入津船舶を検査して積登石數の制限を超ゆるを防ぎ、以

て米價の引揚を企てたり。

有米高の多少が米價に影響するは論なしと雖も、制限令による有米高の減少は眞の減少にあらず、相場一たび騰貴せば、諸家の圍糶の市場に出現すべきこと明らかなり。故に將來の騰貴を豫想して見込買を爲す者無く、入札は單に日用米に止り、相場を動かすに足らず、況や幕府は圍糶高に應じて諸侯に貸付くべき金額約六十萬兩をば、大阪町人より上納せしめんとしたれば、市況全く沈衰し、芝居・料理屋は來客なくして業を休み、兩替屋の閉店するもの數軒に及びたり。一方には廻米高を制限して米價引揚を策し、一方には用金令を發して金融の澁滯を來す、矛盾も亦甚だしといふべし。濱方老分西村屋喜右衛門・伊勢屋武助等が町奉行所より米直段引立の仕法を諮問せられし時、市中用金にて銀詰（銀詰）となり、米切手入替等出來難く、已むを得ずして下落したるなれば、此の點につき寛大なる御處置無き限り、人氣引立たず、相場騰貴せざるべしと答へたるは、知言といふべし。されば官邊にても鑑みる所あり、米方兩替屋に入替資金四萬兩を貸與し、又諸家拂米を落札せる仲買中、希望者に落札石高千石につき銀六貫目を貸與しければ、相場は追々騰貴し、十二



月仕舞相場は肥後米七十三匁五分・筑前米六十五匁となれり。

例年十二月に於ける諸藏の有米高合計を越年米高といふ。文化八年は越年米高三百四十萬二千四百俵、廻米二分減令の發布ありし九年は三百貳拾四萬四千四百俵、同十年は廻米高前年の半減となりしにも拘らず、貳百六萬八千五拾俵なりき、故に翌十一年に至るも、米價は去冬仕舞相場に比し二三匁の高下に過ぎざりしが、同年二月筑後久留米藏屋敷に於て出米を中止するに及び、市場一方ならず動搖せり。同藏米切手を所有せる者共が訴訟に及びたる石高は約七萬石にして、其の外未だ訴訟に及ばざるものをも加ふれば不拂切手の石高合計四拾貳萬石といはれたり。然るに町奉行は本件を内済に付せんと欲し、幕府に上申せざりければ、人心益々疑惑を生じ、他藩の米切手も亦筑後藏米切手の如くなるべしと唱へ、米切手の通用を妨ぐるもの少からざりき。尤も筑後藏は不拂切手發高の責任を立入町人鐵屋庄助・池田屋伊兵衛兩人に歸せしが、其の責任は筑後藏にあること相違無ければ、藏屋敷役人は切手所有者と談判し、切手米百石につき十七石三斗三升三合三勺三才を代銀にて支拂ひ、殘額を本年より向二十ヶ年賦とし、毎年四石三斗三升三合三

勺三才を支拂ひ、最後に至り元米より超過せる四石は利子中に組入れ、利子は明年より向十九ヶ年間元米百石につき米五石とし、之を積置き、元米返却の翌年より九ヶ年間、毎年四石三斗三升三合三勺三才宛を支拂ひ、皆済とすべしとの條件を以て、十一月談判を結了せり。而して此の前月肥前佐賀藏屋敷空米切手發行の事暴露し、其の石數は二十萬石と傳へられ、人心再び動搖しぬ。此の際米仲買は百方示談を試みたる後出訴に及び、翌春に至り藏屋敷より切手所有者に對し、毎年切手額の一割を銀にて支拂ひ、其の内六分五厘を元高の返済に當て、三分五厘を利子とするを約して落着を告げたり。

文化十一年は諸家廻米高を一昨年の如く二分減とし、又納屋米登高を昨年の如く制限し、翌十二年も亦之に準せしが、市中は前年に於ける筑後藏・肥前藏の不始末に懲り、四藏以外の米切手は入替困難にて、米價愈々下落し、十二月仕舞相場肥後米六拾壹匁五分・筑前米六拾目に過ぎざりき。翌十三年諸國風水の害ありて例年の七分半乃至七分作と傳へられ、九月中旬より米價追々騰貴し、諸家廻米高二分減令は廢止せられ、又諸家の拜借金も追々返納ありしかば、十四年十二月幕府は右金額



より文化十年度御用金上納者中五百兩以下の分二百軒餘、此の銀高約三千百貫目を償還し、市民始めて數年間の愁眉を開くを得たりき。

要するに幕府は空米切手の弊害を知り、之を排斥せんが爲に種々の手段を採りしも、文化の末年に至るまで遂に一たびも成功せざりしといふべく、其の後は別に何等の手段を講ずることも無くして明治維新となれり。されば空米切手の依然として存せしことは、明治四年四月四日諸藩に米切手の廢止を命せる太政官達を以て知るべし。曰く「從來諸藩ニ於テ歲入ノ米穀賣却ノ節、藏米切手ト唱ヘ、米券ヲ製シ、賣買候向モ有レ之趣、然ル處會計窮迫ノ餘、一時ノ取計ヲ以、蓄積ノ米穀高ニ適實セズ、空米切手ヲ製出シ、終ニ融通否塞ノ基トモ相成候義、不<sub>レ</sub>少哉ニ相聞、以ノ外ノ事ニ候、向後右等ノ所爲決シテ不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候條、屹度可<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>候事」と。

雜 錄

商業證券の意義

西本辰之助

商法二百六十三條第四號は手形其他の商業證券に關する行爲を以て絶對的商行爲となす然るに商法は商業證券の意義を定めざるが故商業證券とは如何なる證券を云ふか又商業證券に關する行爲とは如何なる行爲を云ふかに付きて疑を生ず我國の學者は商業證券とは其性質上商取引の目的たるに適する有價證券を云ふとか或は有價證券中商業上商品として取引せらるゝことを常とするものを指稱すとか説明するを常とす(竹田博士商法總論一二六頁松本博士商行爲法

二七頁松波博士商行爲法一二〇頁)而して其論據は主として商業證券なる語は獨逸の Handels-Papier に該當し獨逸學者は此語を前掲の意義に使用する點にあるものゝ如し然れども吾人は此説に對し大に疑なきを得ず左に其理由を開陳すべし。

第一、商業證券なる文字は之を獨逸語に直譯すれば Handelspapier に該當すべきことは固より疑を容れずと雖も此文字を用ゐて説明すべき獨商法の規定は商業證券なる文字を用ゐたる我商法の規定と全然其場合を異にせることに注意せざる可らず獨逸舊商法二七一條一號は「讓渡の目的を以てする商品又は他の動産、國債券、株券又は他の商取引の目的たるべき有價證券の買入又は其他の取得」を以て商行爲と爲す旨を規定したり獨逸學者の所謂 Handelspapier は右の法文中にある商取引の目的たるべき有價證券 (für den Handelsverkehr bestimmten Wertpapieren)